

令和2年度 省エネルギー等に関する取組の実施について

1. 軽装（ノーネクタイ・ノー上着）の励行

対象：全職員

期間：令和2年5月1日～10月31日

服装：原則として勤務時間中のネクタイ・上着の着用は必要ないものとする。

なお、軽装にあたっては、暑苦しさ、不快感を覚えさせない半袖シャツやポロシャツ等、清潔感のある服装にすること。

※業務により特別の事情がある場合は対象外とする。

※議会の本会議等へも軽装で出席することとする。

※各課所管の審議会や委員会等の会議へも軽装で出席することとし、また外部の出席者に対しても本取組を呼びかけること。

2. 重ね着の励行

対象：全職員

服装：制服の着用を基本としながらも、寒いときには各自工夫をして働きやすく暖かいスタイルを心掛けること。

重ね着にあたっては、節度のある不快感を伴わない服装とすること。

※議会の本会議等への出席にあたっては、制服を着用し男子はネクタイも着用すること。また、外部の出席者に対しても本取組を呼びかけること。

3. 「宇治市地球温暖化対策実行計画」で掲げた取組等の徹底を図る

(1) 照明関係

①昼休みや始業前・終業後は、事務室の不要な照明を消灯すること。実施にあたっては、所属長の責任のもと、所属長・環境推進員を中心に取り組むこと。

※業務に支障のある場合は対象外とします。

※本庁舎1、2階及び昼窓職場については、原則として対象外としますが、業務に支障がなければ消灯してください。

※昼休みの消灯について庁内放送で呼びかけを行います。

※時間外勤務の場合は必要部分のみ点灯し、退庁時の消灯を徹底してください。

②廊下の照明については、可能な限り消灯すること。

※市民利用や天候等により業務に支障がある場合は、各職場で判断願

います。

(2) 空調・OA機器関係

①冷房のスイッチが設置してある職場については、退庁時のスイッチオフを徹底すること。

※本庁舎における時間外勤務で冷房が必要な場合は、管財課に事前の届出が必要です。

②パソコンについては、離席時にスリープモードを活用し、長時間使用しない場合は電源をオフにすること。

③休日前の退庁時は、事務機器等のプラグをコンセントから抜くこと。

※機器の作動に支障が出るものは対象外とします。

(3) エレベーター

階段を積極的に利用し、エレベーターの利用を最小限に抑えること。

※本庁舎のエレベーターを利用する場合、1度に2つのボタンを押さないこと。

(4) 公用車の使用

エコドライブ(ふんわりアクセルやアイドリングストップ等)を実施すること。

(5) 公共交通機関の利用

市外に出張する場合は、可能な限り公共交通機関を利用すること。

4. 来庁者への周知

来庁者に本取組を周知・啓発するため、市庁舎玄関等に周知用ポスターを掲示するとともに、市ホームページに取組内容を掲載します。